

共同研究説明書

1. 共同研究の名称

海峡部橋梁路面上の風速分布に関する共同研究

2. 共同研究の目的

本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）では、路線上に交通管制用の風速計を設置しているが、これらのデータと、直接的に走行車両に作用する路面上の風速分布との関係が把握できれば、強風時の交通規制がより効率的・効果的に行えるようになる。本共同研究では、交通管制用風速データと走行車両の安定性についての関係性を把握することを目的とする。

3. 実施期間

共同研究期間は、協定締結の日の翌日から概ね1年以内を考えている。

4. 共同研究の内容

本共同研究は、風速計を搭載した車両などを本四会社の管理する海峡部橋梁上（瀬戸大橋を想定）で走行させ、路面上での風速データを取得するものである。また、橋梁上の数点（南備讃瀬戸大橋に3箇所程度を想定）に別途風速計を設置し、交通管制用風速データと路面上風速との補間を行い、ここで取得されたデータと本四会社の交通管制用風速データの関係性について整理を行うものである。なお、整理を行う際には、風況（風速、風向など）、構造物の影響（桁の影響など）、路面上の位置（風上・風下、車線位置）などについて留意し、分類を行い、傾向把握を行う。

なお、本共同研究の分担は以下を考えている。

研究項目	研究細目（案）	研究分担（案）	
		本四会社	共同研究者
交通管制用風速データと海峡部橋梁路面上風速の関係の把握	路面上の風速データの取得	副	正
	補間用風速計の設置	正	副
	交通管制用データと路面上風速データの関係性の整理	副	正

5. 共同研究に要する費用

本共同研究においては、各研究細目において研究分担で正となっている機関が、各々の費用を負担するものとする。

6. 共同研究に参画する条件及び共同研究者数等

(1) 参画条件

- 1) 大学、研究機関、民間企業、公益法人又は左記の複数組織による共同企業体。
- 2) 下記のいずれにも該当しないものであること。
 - 一 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
 - 二 過去2年以内において、次のイからチまでの一に該当したと認められる者
 - イ 契約の履行に当たり、故意に工事、製造又は調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ト その他本四会社に著しい損害を与えた者
 - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
 - 三 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 3) 民間企業等については、企画書の提出期限の日から申請書の提出までの期間に、本四会社から指名停止を受けていないこと。
- 4) 過去5年間に同種又は類似の研究実績又は業務等の実績を有すること。
- 5) 本研究遂行のための適切な人員配置が可能であり、かつ、必要な費用を負担できること。
- 6) 提案内容が本四会社の求める水準に達していること。

(2) 共同研究者として選定する企業等数

原則として、1者とする。

(3) 共同研究者の選定方法

本共同研究は、企画書の内容と企業等や研究者の能力を評価し、その評価の合計点が最上位である者を選定する。

7. 企画書の提出

(1) 提出書類に関する事項

- 1) 公募型共同研究応募要領（以下「応募要領」という。）「3. 企画書の内容」①～⑧及び⑩～⑫について、企画書を1部作成し、7. (2)の提出先に郵送（書留郵便又は信書便。提出期間内必着）により提出すること（⑨については、今回は不要とする。）。ただし、本四会社の承諾を得た場合に限り、持参により提出することができる。
- 2) 応募要領「3. 企画書の内容」①～⑧については、A4 判縦、文字サイズを10 ポイント以上として、合計10 ページ以内で作成すること。ただし、図面や添付資料はこの限りではない。
- 3) 応募要領「3. 企画書の内容」⑩～⑫については、任意の様式及びページ数により作成すること。
- 4) 各項目の詳細な内容については、応募要領を確認すること。なお、本共同研究では、企画書提出後のヒアリングは、原則として行わない。

(2) 提出先

本州四国連絡高速道路株式会社 長大橋技術センター 防食・耐風グループ
住所) 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 4-1-22 アーバンエース三宮ビル
電話) 078-291-1073
FAX) 078-291-1087

(3) 提出期間

令和元年 6 月 25 日（火）から令和元年 7 月 16 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 10 時から午後 5 時まで

8. 企画書の評価基準等

(1) 企画書の評価基準

評価項目	評価の着目点			評価	評価の重み	
					配点 倍率	研究 責任者 研究 担当者
企業等の評価（提出書類）	専門技術力	成果の確実性	過去 5 年間の本共同研究に関する研究又は業務等の実績	下記の順位で評価する。注 1 ① 同種の研究又は同種の業務の実績が 2 件以上ある。 ② 同種の研究又は同種の業務が 1 件ある。 ③ 類似する研究又は類似する業務の実績が 2 件以上ある。 ④ 類似する研究又は類似する業務の実績が 1 件ある。 上記の研究実績や業務等の実績がない場合は選定しない。	①1 ②3/4 ③2/4 ④1/4	10
			本共同研究に関する特許の保有	① 保有 ② なし	①1 ②0	2.5
研究者評価（提出書類）	資格	研究者資格	研究資格、その研究分野の内容（研究責任者のみ）	下記の順位で評価する。 ① 工学博士（土木工学又は機械工学）及び技術士（建設部門、機械部門又は総合技術監理部門）を有する。 ② 工学博士（土木工学又は機械工学）又は技術士（建設部門、機械部門又は総合技術監理部門）のいずれかを有する。 ③ RCCM（道路） 上記以外の場合は選定しない。	①1 ②2/3 ③1/3	2.5 -

	専門技術力	業務執行技術力	過去 5 年間の本共同研究に関する研究又は業務等の実績	下記の順位で評価する。 注 1 ① 同種の研究又は同種の業務の実績が 2 件以上ある。 ② 同種の研究又は同種の業務が 1 件ある。 ③ 類似する研究又は類似する業務の実績が 2 件以上ある。 ④ 類似する研究又は類似する業務の実績が 1 件ある。 上記の研究実績や業務等の実績がない場合は選定しない。	①1 ②3/4 ③2/4 ④1/4	2.5	2.5
			本共同研究に関する論文	① 査読付き論文有り ② 査読なし論文有り ③ なし	①1 ②1/2 ③0	2.5	2.5
		成果の確実性	組織体制	① 研究成果が最大に得られるような体制がある。 ② 研究成果が得られるような体制がある。 上記以外の場合は選定しない。	①1 ②1/2	5	
企画書評価 (提出書類)	共同研究 実施方針・ 実施手順 等	研究項目 (1) 交通管制用 風速データと海 峡部橋梁路面上 風速の関係の把握 応募者からの提 案 (新たな研究 項目)	共同研究実施方針・ 実施内容・実施手順 について、記述が優 秀な場合に優位に 評価する。 ① 高い ② やや高い ③ 普通 ④ やや低い ⑤ 低い 不適切の場合は選 定しない。	実施方針・実 施内容	①1 ②3/4 ③2/4 ④1/4 ⑤0	36	
				実施手順		14	
				実施方針・実 施内容		7.5	
				実施手順		2.5	

	共同研究への取り組み意欲		共同研究の課題発見・着眼点や取り組み意欲が	共同研究の課題発見・着眼点の妥当性	①1 ②1/2	5
			① 高く評価できる ② 評価できる 上記以外の場合は選定しない。	共同研究への取り組み意欲		5

注1：同種の研究又は同種の業務の実績とは、橋梁路面上の風速分布に関する研究実績や業務等の実績を示し、類似する研究又は類似する業務の実績とは、橋梁以外の道路上の風速分布に関する研究実績や業務等の実績を示す。

(2) 企画書評価の着目点

企画書評価	共同研究実施方針・実施手順等	研究項目	実施方針・実施内容	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
			実施手順	① 実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 ② 作業量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
		応募者からの提案（新たな研究項目）	実施方針・実施内容	目的達成に相応しい研究項目を提案した場合に優位に評価する。
			実施手順	① 実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 ② 作業量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
	共同研究への取り組み意欲		共同研究の課題発見・着眼点の妥当性	課題発見・着眼点が目的達成に資する場合に優位に評価する。
			共同研究への取り組み意欲	積極性・自主性が感じられる場合に優位に評価する。

(3) 企画書評価で不適切となる条件

共同研究実施方針・実施手順等	・ 白紙、又は内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない。 ・ 共同研究に反する記述や事実誤認等適切な研究遂行が妨げられる内容となっている。 ・ 実施方針及び手順と提案内容に矛盾等があり、整合が図られていない。 ・ 法令に反する内容となっている。
----------------	--

9. 担当課

- (1) 企画書の提出等に関する問合せ
7. (2)に同じ。
- (2) 企画書の作成に関する問合せ
7. (2)に同じ。

10. 説明書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

文書（書式自由、ただし、規格はA4 判）により行うものとし、郵送（書留郵便又は信書便。受付期間内必着）によることとする。ただし、本四会社の承諾を得た場合に限り、持参により提出することができる。

なお、文書には、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX 番号を併記するものとする。

- 1) 質問の受付先：7. (2)に同じ。
 - 2) 質問の受付期間：令和元年6月25日（火）から令和元年7月9日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで
- ### (2) 質問に対する回答

質問を受理した日から5日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、質問者に対して電送（FAX）により行う。

11. 選定結果の通知

(1) 選定通知

選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(2) 非選定通知

選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

12. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画書の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 企画書に虚偽の記載をした場合には、企画書を無効とするとともに、民間企業等については、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 提出された企画書は返却しない。なお、提出された企画書は、本共同研究に係る選定以外に応募者に無断で使用しない。
- (5) 企画書の提出後において、企画書に記載された内容の変更を認めない。また、企画書に記載した予定研究者は変更できない。ただし、病休、死亡、退職、異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、必要な能力を有している研究者であるとの本四会社の

了解を得なければならない。